



信濃川水系南佐久圏域河川整備計画 の変更案(原案)に関する公聴会を開催します ～公聴会で公述(発言)される方を募集します～

河川整備計画の変更案の作成にあたり、広く地域住民の皆様からご意見をお聴きし、計画に反映するため、以下のとおり公聴会を開催します。

<公聴会について>

日時 令和6年5月23日(木) 午後7時から

場所 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」中会議室(佐久穂町大字海瀬2570番地)

公聴会でご意見をお聴きする河川整備計画案(原案)の内容

- ・信濃川水系南佐久圏域河川整備計画の変更案

<公述の申出について>

公聴会で公述(発言)を希望される方は、公述申出書を以下の申出先まで持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。なお、FAXによる提出の場合は、お手数ですが送信後、電話連絡をお願いします。

公述申出に係る留意事項は、別紙をご覧ください。

○公述申出期間: 4月23日(火)～5月13日(月)

○公述の申出先

〒384-0301 長野県佐久市臼田2015 長野県佐久建設事務所整備課計画調査係

(TEL:0267-82-8272 FAX:0267-82-7400 電子メール:sakuken-seibi@pref.nagano.lg.jp)

○河川整備計画変更案及び公述申出書については、県ホームページ(以下のURL)をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuken/jigyo/minamisakukasenseibi.html>

※河川整備計画変更案の閲覧期間: 4月22日(月)～5月20日(月)

以下の場所でも閲覧できます(土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで)

- ・長野県建設部河川課 (TEL:026-235-7308) ・長野県佐久建設事務所整備課 (TEL:0267-82-8272)
- ・小海町役場産業建設課 (TEL:0267-92-2525) ・佐久穂町役場建設課 (TEL:0267-86-2525)
- ・川上村役場産業建設課 (TEL:0267-97-2121) ・南牧村役場産業建設課 (TEL:0267-96-2211)
- ・南相木村役場振興課 (TEL:0267-78-2121) ・北相木村役場経済建設課 (TEL:0267-77-2111)

<その他>

○公述人がいない場合は、公聴会を中止します。また、公述人が多数の場合は、公聴会の開始時刻を変更し、開催する場合があります。なお、中止又は開始時刻等を変更する場合は、県ホームページに掲載します。

○公聴会の傍聴は自由ですが、会場の都合により、希望者多数の場合は先着順とさせていただきます、入場をお断りする場合があります。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

(問合せ先)

担当 佐久建設事務所整備課
計画調査係 小山、塚田、田中

電話 0267-82-8272

電子メール sakuken-seibi@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

公述申出に係る留意事項

- ◆公述の申出ができるのは、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村において「居住、通勤又は通学されている方」「土地又は建物を所有されている方」に限ります。
- ◆公述の申出をされる方は、閲覧場所又は県ホームページにある「公述申出書」に意見の概要を記入の上、公述の申出期間内に持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、できる限り持参以外による提出をお願いします。
(持参、電子メール及びFAXの場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限りします。)
- ◆公述人を選定したときは、本人にその旨を通知します。
- ◆公聴会当日の申込みはできませんので、あらかじめご承知おきください。
- ◆応募者多数又は公述内容が不相当であると認められる場合は、公述時間の制限や公述をお断りする場合があります。
- ◆提出された公述申出書及び公聴会における発言等の記録については、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。